

泊地域原子力防災協議会（第1回） 配付予定資料一式

- ・ 議事次第
- ・ 出席者一覧
- ・ 配席図
- ・ （資料1） 泊地域原子力防災協議会の構成員について
- ・ （資料2） 泊地域の緊急時対応（概要版）
- ・ （資料3） 泊地域の緊急時対応（全体版）

泊地域原子力防災協議会（第1回）

議 事 次 第

平成 2 8 年 9 月 2 日
1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
三 田 共 用 会 議 所 第 4 特 別 会 議 室

○議 題

「泊地域の緊急時対応」の確認について

【資料】

- 資料 1 泊地域原子力防災協議会の構成員について
- 資料 2 泊地域の緊急時対応（概要版）
- 資料 3 泊地域の緊急時対応（全体版）

泊地域原子力防災協議会(第1回) 出席者一覧

(構成員)

平井 興宣	内閣府政策統括官(原子力防災担当)
片山 啓	原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
永井 達也	内閣官房危機管理審議官
緒方 俊則	内閣府大臣官房審議官(防災担当)
加藤 達也	警察庁長官官房審議官
稲山 博司	総務省大臣官房総括審議官
杉本 達治	消防庁国民保護・防災部長
●● ●●	文部科学省●●
福田 祐典	厚生労働省大臣官房技術総括審議官
●● ●●	農林水産省●●
小澤 典明	経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
東井 芳隆	国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
金子 英幸	海上保安庁総務部参事官(警備救難部担当)
瀧口 博明	(代理出席)環境省水・大気環境局大気環境課長
齋藤 雅一	防衛省大臣官房審議官
荒川 裕生	北海道副知事

(オブザーバー)

牧野 浩臣	泊村長
山本 栄二	共和町長
猪口 仁	(代理出席)岩内町副町長
高橋 昌幸	神恵内村長
田中 司	(代理出席)寿都町副町長
山内 勲	(代理出席)蘭越町総務課長
片山 健也	ニセコ町長
窪田 栄	(代理出席)倶知安町副町長
松井 秀紀	積丹町長
本間 順司	古平町長
佐藤 聖一郎	仁木町長
嶋 保	余市町長
赤松 宏	赤井川村長
阪井 一郎	北海道電力株式会社取締役常務執行役員

(内閣府)

山本 哲也	内閣府官房審議官(原子力防災担当)
田中 邦典	内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災・訓練担当)
奥村 智之	内閣府政策統括官(原子力防災担当)付参事官(地域防災・訓練担当)付地域原子力防災推進官

(案)

泊地域原子力防災協議会の構成員について

平成25年9月3日の原子力防災会議決定に基づき、内閣府政策統括官（原子力防災担当）は、道府県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月20日に、原子力発電所の所在する地域毎に課題解決のためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」を設置することとし、泊地域においても「泊地域原子力防災協議会」が設置された。

泊地域原子力防災協議会の構成員・オブザーバーは、以下のとおりである。

<構成員>

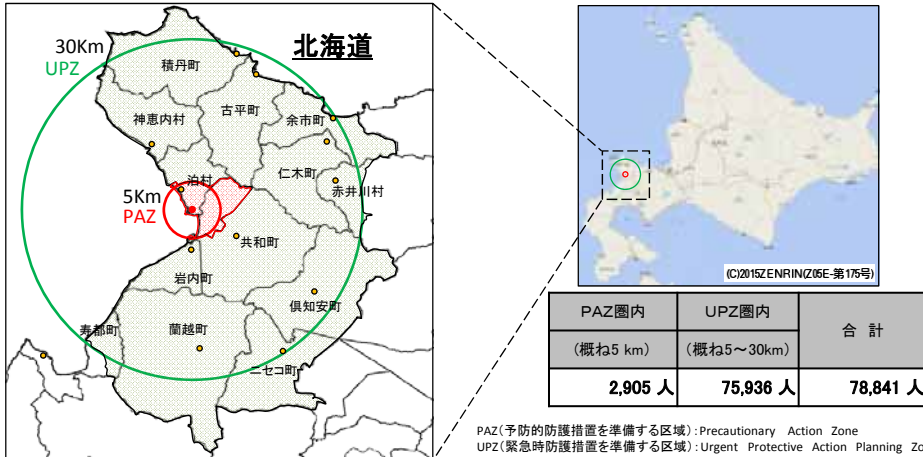
内閣府政策統括官（原子力防災担当）
原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官
内閣官房危機管理審議官
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
警察庁長官官房審議官
総務省大臣官房総括審議官
消防庁国民保護・防災部長
文部科学省大臣官房審議官（研究開発局担当）
厚生労働省大臣官房技術総括審議官
農林水産省大臣官房危機管理・政策評価審議官
経済産業省資源エネルギー庁資源エネルギー政策統括調整官
国土交通省大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官
海上保安庁総務部参事官（警備救難部担当）
環境省大臣官房審議官
防衛省大臣官房審議官
北海道副知事

<オブザーバー>

泊村長
共和町長
岩内町長
神恵内村長
寿都町長
蘭越町長
ニセコ町長
倶知安町長
積丹町長
古平町長
仁木町長
余市町長
赤井川村長
北海道電力株式会社

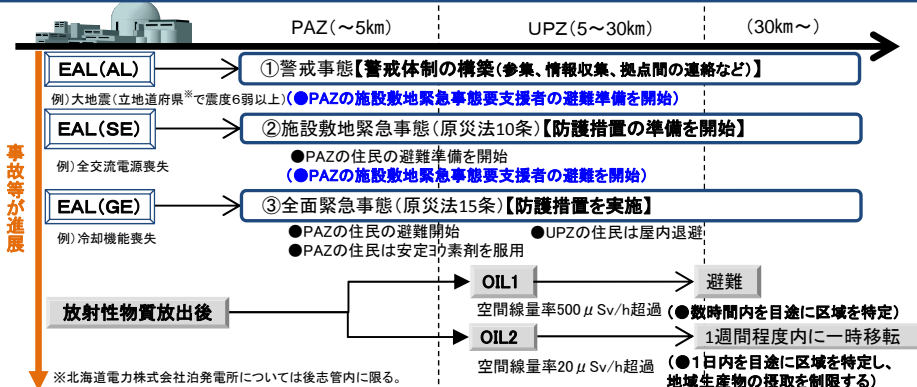
1. 泊地域の原子力災害対策重点区域

- 泊地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は78,841人（平成27年12月現在）。
- PAZ圏内の人口は泊村1,435人、共和町1,470人。
- UPZ圏内の人口は関係13町村75,936人。



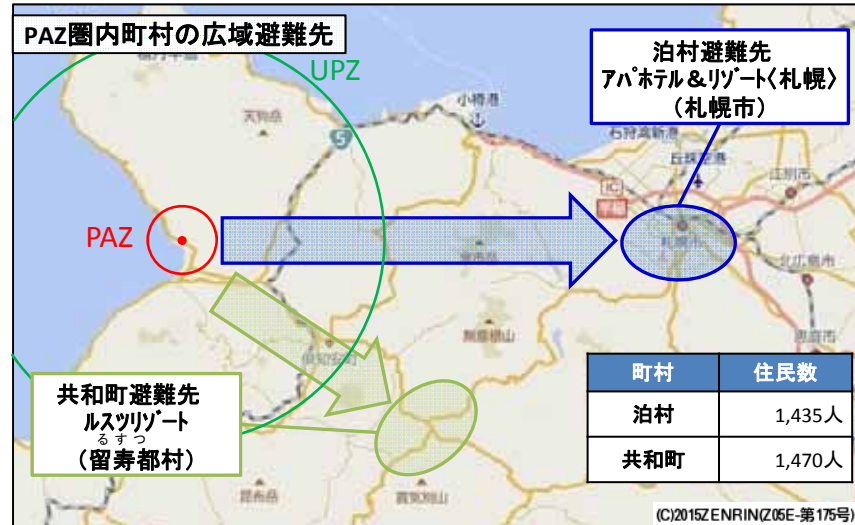
2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- ① EAL(Emergency Action Level)による段階的避難/施設敷地緊急事態要支援者は早期避難
原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。EALに基づき防護措置を行う。
施設敷地緊急事態要支援者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。
ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- ② 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断
国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ圏外の住民の防護措置の実施を判断する。

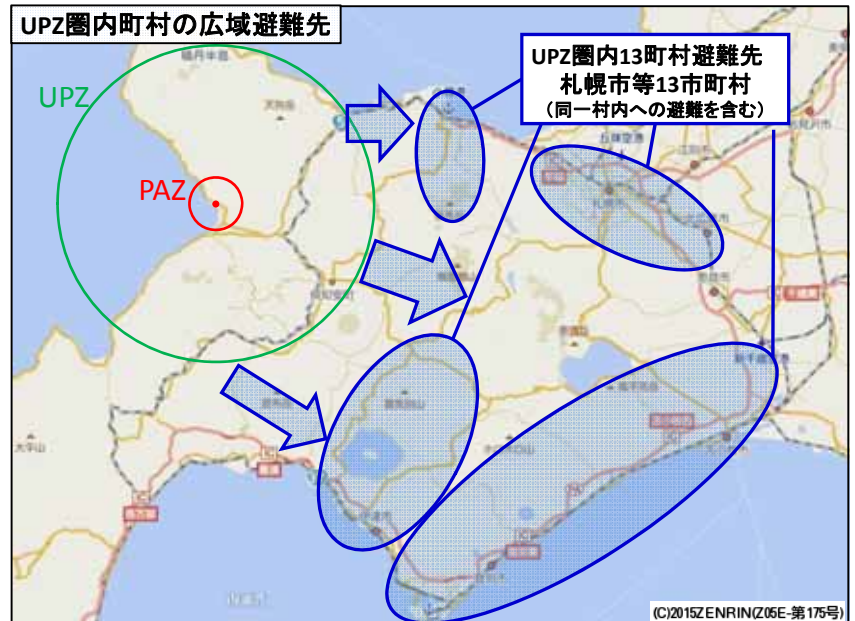


3. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各町村の住民の避難先は、札幌市などの道央圏内で確保。
- 避難先は、良好な環境のもとで避難生活を送れるよう、ホテル、旅館等を指定。
- 自然災害等を考慮して、町村毎に避難先までの避難経路を複数設定。



※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保



※不測の事態により上記避難先に避難できない場合は、北海道が調整の上、近隣地域で代替避難先を確保

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始	泊村 100人 共和町 (対象施設なし) 合計 100人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	対象施設 泊村 (2施設:100人) 共和町 (対象施設なし) 合計2施設 <避難可能な者:100人> バス4台、福祉車両17台により避難 <無理に避難すると健康リスクが高まる者> 自施設内(放射線防護施設)	社会福祉施設 (黒松内町内1施設) 放射線防護施設 (泊村内2施設)	<ul style="list-style-type: none"> 施設の避難計画において、避難先施設を設定。 無理に避難すると健康リスクが高まると判断された場合は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。
	避難行動要支援者(在宅)	泊村 22人 共和町 51人 合計 73人		対象者 泊村:22人 共和町:51人 <避難可能な者:70人> 支援者の自家用車等で移動(泊村11人) → 集合場所(泊村内10箇所) → <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> 支援者と共に徒歩、自家用車等で移動(泊村11人、共和町48人) → 集合場所(共和町内7箇所) → <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート <無理に避難すると健康リスクが高まる者:3人> 福祉車両3台により移動 → 放射線防護施設 ¹ (特別養護老人ホームむつみ荘、養護老人ホームむつみ荘、みのりの里、共和町保健福祉センター)	<泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> 泊村の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート<札幌>へ避難。 共和町の避難行動要支援者は、あらかじめ定められた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。 無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ移動。
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	泊村 177人 共和町 173人 合計 350人		対象施設 泊村 (3施設:177人) 共和町 (3施設:173人) 合計6施設 <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> 泊村の学校・保育所の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。一時滞在場所:札幌市南区体育館に移動後、保護者に引き渡す。 共和町の学校・保育所・幼稚園の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートに移動後、保護者に引き渡す。
	(原災法15条)で避難開始	泊村 1,136人 共和町 1,246人 合計 2,382人		対象者 泊村:1,136人 共和町:1,246人 <自家用車で避難する者> 自家用車で移動(663人) → <泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <バスで避難する者> 徒歩等で移動(473人) → 集合場所(泊村内10箇所) → バス17台により避難 徒歩等で移動(1,246人) → 集合場所(共和町内7箇所) → <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート バス34台により避難	<泊村の場合>一時滞在場所 札幌市南区体育館 → 避難先 アパホテル&リゾート<札幌> <共和町の場合>避難先(兼一時滞在場所) ルスツリゾート	<ul style="list-style-type: none"> 泊村の住民は、自家用車又はバスにより、あらかじめ定められた一時滞在場所:札幌市南区体育館を経由して、避難先:アパホテル&リゾート<札幌>へ避難。 共和町の住民は、バスにより、あらかじめ定められた避難先(兼一時滞在場所):ルスツリゾートへ避難。 バスでの避難に必要なバスは、北海道が「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」に基づき、北海道バス協会に要請。
	合計	2,905人				

2 一般住民の対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民を引いた数字であり、若干の増減がある。

泊地域の緊急時対応（概要版）

UPZ圏における屋内退避・一時移転の考え方

区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ				備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態 OIL2となった場合 ⁵		
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	避難行動要支援者(医療機関)	11施設 1,051床				<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済み。 一時移転等の防護措置が必要となった場合、北海道の調整により、隣接管内等の災害拠点病院に入院患者を移転・収容。 	
	避難行動要支援者(社会福祉施設)	67施設 2,687人				<ul style="list-style-type: none"> 施設毎の避難計画は策定済みであり、施設ごとにあらかじめ受け入れ施設を確保。 あらかじめ選定した受入施設が使用できない場合は、北海道が代替の受入施設を調整。 	
	避難行動要支援者(在宅)	8,938人				<ul style="list-style-type: none"> 一時移転が必要となった避難行動要支援者は、関係町村が準備した一時滞在場所に、その後、避難生活環境がより良いホテル・旅館に優先的に移動。 	
	避難行動要支援者(学校・保育所・幼稚園)	100施設 8,669人	対象施設(100施設)			<ul style="list-style-type: none"> 施設敷地緊急事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 保護者へ引き渡しができなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき一時滞在場所に移動し、保護者に引き渡す。 	
	一般住民 ^{※4}	54,591人	保護者引き渡し			<ul style="list-style-type: none"> 避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。 自家用車や北海道が準備したバス等で移動。 	
	合計	75,936人					

3 赤井川村については、避難先施設(キヨロリゾート)が一時滞在場所の機能を有する。
 4 一般住民の対象者数は、UPZ圏内住民の合計数から避難行動要支援者の数を引いた数字であり、若干の増減がある。
 5 UPZ圏内の全住民のうち、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロシーベルトを超えると特定された区域の住民は、一時移転を実施。

北海道の要請に基づき、北海道バス協会が、後志地域のバス事業者と調整を行い輸送手段を調達。不足する場合は隣接地域、さらに不足する場合は北海道全域のバス事業者と順次調整を行い輸送手段を調達。